審查基準 · 標準処理期間整理票

処分の内容		那覇市ぶんかテンプ	那覇市ぶんかテンブス館利用料金の免除		
根拠法令及び条項		頁 那覇市ぶんかテンプ	那覇市ぶんかテンブス館条例第11条		
審査基準	■有(第3条第1項に該当する場合を含む。)				
	□無(根拠:第3条第2項第 号に該当)				
	公表 ■する □しない(公表しない場合の根拠:第7条第2項第 号に該当)				
	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。)				
	別紙のとおり				
	++ >//-				
審査基準 設定年月日		平成16年3月29日	審 査 基 準 最終変更年月日	平成26年12月26日	
12721741		□ 右(第5条において淮		 ニ該当する場合を含む。)	
標準処理期間		期間(-	
			ハア淮田十て第9条	<i>」</i> 第0項第一旦に該业)	
		■無(根拠:第5条にお		第244第 〒(C談ヨ) 	
標準処理期間 設定年月日		年 月 日	標準処理期間最終変更年月日	平成26年12月26日	
HA AL 1 /1 H			以		
所管部署		経済観光部 商工農水課			
備考		当該施設は、指定管理者が管理運営している。			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要が ない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

(利用料金の減免)

- 第11条 指定管理者は、次の事由に該当するときは、前条の利用料金を減額し、又は免除することができる。
 - (1) 本市が主催又は共催する行事に利用する場合
 - (2) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者が常設芸能公演を観覧する場合は、常 設芸能観覧料の2分の1に相当する額を免除することができる。
 - (1) 教育課程に基づく学習活動として利用する本市内の小学校に在籍している 児童及び中学校に在籍している生徒並びにこれらの引率者
 - (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者
 - (3) 知的障がい者(児童相談所若しくは知的障害者更生相談所の長又は精神科医により知的障がいと認定された者をいう。)及びその引率者
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第 2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその引率 者
 - (5) 本市に住所を有する満65歳以上の者